



新型コロナウィルスに負けるな! 応援プロジェクト



新型コロナウイルス感染症に関する支援策を紹介します。

新型コロナウイルス対策 事業継続支援金

問い合わせ＝商工振興課事業継続支援金対策室（☎ 22 - 7500）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者を支援するため、事業継続に意欲のある事業者に対し、10万円を支給します。

■対象者

以下の全てを満たす事業者

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者（売上減少、経費増大、営業時間短縮など）
- ・令和2年10月31日以前から事業を営み、事業継続に意欲のある事業者
- ・法人は、原則として市内に本店登記があり、市内に店舗や工場などを置いていること。また、中小企業基本法に規定する中小企業者であること。
※中小企業基本法に記載のない法人のうち、農事組合法人、医療法人、社会福祉法人や士業の法人（税理士法人、行政書士法人など）は、従業員300人以下であれば対象とします。
- ・個人事業者は、令和2年10月31日時点で市に住所を有し、引き続き居住していること
※税務申告における主たる収入が事業収入（営業収入、農業収入）である人が対象。農業収入は、青色申告者か認定農業者のうち販売収入がある人に限ります。
※特定の事業者継続して専属し業務委託・請負を受けて従事する個人事業者は対象外（外交員、検針員、シルバー人材センターの業務請負者、乳飲料販売員、スポーツ選手など）。
- ・市税などに滞納がないこと（納税猶予の許可を受けている場合を除きます）
- ・暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、経営に関与していないこと

- ・政治団体、宗教上の組織や団体でないこと
- ・風営法に規定する風俗営業のうち、4号営業、5号営業および性風俗関連特殊営業に該当しないこと
- ・保育施設感染拡大防止事業および指定管理団体助成事業における支援対象事業者ではないこと

■支給額

1事業者あたり10万円(1回限り)

■申し込み

1月12日(火)から2月26日(金)まで(当日消印有効)に、必要書類を揃えて、郵送(〒376-8501桐生市役所)で、商工振興課(事業継続支援金対策室)へ。

申請用紙は1月8日(金)から、市ホームページ、総合案内所(市役所1階)、新里・黒保根支所、各公民館で配布します。

※感染拡大防止の観点から、申請は郵送のみとします。問い合わせは電話で対応させていただきます。

■必要書類

法人	①桐生市事業継続支援金支給申請書
	②直近の決算書における「法人事業概況説明書」の1ページ目の写し
	③通帳の写し
個人(青色申告者)	①桐生市事業継続支援金支給申請書
	②令和元年分「確定申告書第一表」の控えの写し
	③令和元年分「所得税青色申告決算書」の1・2ページ目の写し
	④通帳の写し
個人(白色申告者)	①桐生市事業継続支援金支給申請書
	②令和元年分「確定申告書第一表」の控えの写し
	③令和元年分「所得税申告収支内訳書」の1ページ目の写し
	④通帳の写し

新型コロナウイルス対策 テイクアウト容器購入支援事業補助金

問い合わせ＝環境課環境保全係（☎内線 313・320）

新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛などに対応するため、飲食店でテイクアウト（持ち帰り）に取り組む際、使い捨てのプラスチック製容器が使用されることが多く、廃棄量の増加が見込まれています。そこで、衛生面に配慮したうえで、リサイクルなどが可能なテイクアウト容器を導入する場合、1事業者あたり10万円を上限として購入費に対する補助金を交付します。

■対象者

以下の全てを満たす事業者

- ・法人の場合は、市内で飲食店事業を行う事業者
- ・個人事業主の場合は、市内に住所を有する飲食店事業者
- ・事業を行うために必要な食品営業許可を受けていること
- ・市税などに滞納がないこと（納税猶予の許可を受けている場合を除きます）
- ・暴力団、暴力団員および暴力団関係者が、経営に関与していないこと
- ・風営法に規定する風俗営業のうち、4号営業、5号営業および性風俗関連特殊営業に該当しないこと

■対象となるテイクアウト容器（一例）

- ・リサイクル可能な紙製容器（内側のビニールをはがして古紙再生できるものなど）
- ・バガス（さとうきびの搾りかす）紙や再生紙を使用した容器

・バイオマスプラスチック製の容器

※対象となる容器が否か不明瞭な場合は、購入前に環境課までご相談ください。

■補助金額

リサイクルなどが可能な容器の購入費全額。ただし、消費税相当額は除きます。1事業者あたりの限度額は10万円です。事業費総額は限度額10万円×100事業者であり、先着順となります。

■申し込み

リサイクルなどが可能なテイクアウト容器を購入後、3月19日（金）まで（当日消印有効）に、必要書類を揃えて、直接または郵送で、環境課（市役所2階、〒376-8501 桐生市役所）へ。

※購入したい容器が対象が否か不明瞭な場合は、まず環境課にご相談ください

■必要書類

- ・申請書（申請用紙は環境課（市役所2階）、新里・黒保根支所、市ホームページにあります）
- ・飲食店営業許可書の写し
- ・リサイクルなどが可能なテイクアウト容器を購入したことがわかる領収書の写し
- ※領収書で判断できない場合は、販売者の発行した明細（仕様書）を添付
- ※対象容器が否か不明瞭で、購入前に申請する場合は、見積書を添付
- ・口座振込に係る通帳の写し

コロナ禍相談窓口の延長

「事業者向けコロナ禍相談窓口」を3月まで延長します。公益財団法人群馬県産業支援機構が派遣する、よろず支援拠点コーディネーターが、国や県などが公募する各種新型コロナウイルス対策事業や経営全般についての相談を引き続き受け付けます。

■開設日

3月25日（木）までの、毎週火曜日と木曜日（祝日を除く）

■時間

午前9時から午後5時まで

■場所

職業訓練センター内（相生町五丁目）

■相談方法

専用電話（☎070-4195-4729）で相談に応じるほか、職業訓練センター内の相談室において面談での相談にも対応します（要事前予約）。